

## 答 申

### 第1 審査会の結論

実施機関の決定は妥当である。

### 第2 諮問事案の概要

#### 1 行政文書の開示請求

審査請求人は、令和4年3月13日、奈良県情報公開条例（平成13年3月奈良県条例第38号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、奈良県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「奈良県庁（奈良市登大路町にある事業場）について、令和3年4月1日から6月30日までの間に、労働安全衛生法の規定に基づいて、事業場で選任されている衛生管理者自身が実施した作業場等の巡視の状況又は結果が分かる資料」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

#### 2 実施機関の決定

令和4年3月24日、実施機関は、当該文書を作成又は取得していないため不存在として、行政文書の不開示決定（以下「本件決定」という。）を行い、審査請求人に通知した。

#### 3 審査請求

審査請求人は、令和4年6月12日、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対し、不開示決定処分の取消しを求める旨の審査請求を行った。

#### 4 諮 問

令和4年7月4日、実施機関は、条例第19条の規定に基づき、奈良県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該審査請求に係る諮問を行った。

### 第3 審査請求人の主張要旨

#### 1 審査請求の趣旨

原処分を取り消し、さらに対象文書を特定し、新たに行政文書を開示するとの裁決を求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書において主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

##### （1）審査請求書

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第58条第2項及び同条第3項において、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号、以下「安衛法」と呼ぶ）に係る適用除外の条項が列挙されている。適用除外となる範囲は同法第6条から第8条まで、第66条の4及び第92条であるから、今回の請求に係る安衛法第12条自体は適用除外とならないものである。

令和4年3月13日に、<奈良県庁（奈良市登大路町にある事業場）について、令和3年4月1日から6月30日までの間に、労働安全衛生法の規定に基づいて、事業場で選任されている衛生管理者自身が実施した作業場等の巡視の状況又は結果が分かる資料>（以下、「対象文書1」と呼ぶ）並びに<奈良県庁（奈良市登大路町にある事業場）について、令和3年7月1日から9月30日までの間に、労働安全衛生法の規定に基づいて、事業場で選任されている衛生管理者自身が実施した作業場等の巡視の状況又は結果が分かる資料>（以下、「対象文書2」と呼ぶ）を奈良県知事に開示請求した。以後、「令和3年4月1日から令和3年6月30日まで」を「対象期間1」と呼び、「令和3年7月1日から令和3年9月30日まで」を「対象期間2」と呼ぶ。」そして過日受領した2件の行政処分（行政文書不開示決定通知書）について不服申し立てを行うものである。2件の行政処分における、「当該文書を作成又は取得していないため」とする「開示しない理由」の提示は以下のとおり不合理である。よって、2件の行政処分の取り消しを求める。

まず、奈良県庁（以下、「県庁本庁舎」と呼ぶ）は他県の本庁舎の規模と比較するまでもなく、事業場の規模として、会計年度任用職員を含めて常時使用する労働者数が50人を上回るものと確信している。このことから、安衛法の規定に基づく衛生管理者の作業場等の巡視の措置義務を事業者である奈良県知事が負うものである。

安衛法第12条第1項では、

第十二条 事業者は、政令で定める規模の事業場ごとに、都道府県労働局長の免許を受けた者その他厚生労働省令で定める資格を有する者のうちから、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業場の業務の区分に応じて、衛生管理者を選任し

その者に第十条第一項各号の業務（第二十五条の二第二項の規定により技術的事項を管理する者を選任した場合においては、同条第一項各号の措置に該当するものを除く。）のうち衛生に係る技術的事項を管理させなければならない。

とされている。そして、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号、以下「安衛則」を呼ぶ）で定められた定期的な衛生管理者の作業場等の巡視を実施する措置義務は事業者たる奈良県知事に課されている。つまり、安衛則第11条第1項の規定に基づいて、「少なくとも毎週一回作業場等を巡視し（中略）しなければならない」とされている。

民法（明治29年法律第89号）第6章及び昭和63年1月1日付基発第1号「改正労働基準法の施行について」から、一般に労働管理においては

一週間とは、就業規則その他に別段の定めがない限り、日曜日から土曜日までのいわゆる暦週をいうものであること。

とされている。この例に倣って、この段落では暦週の初日を日曜日と設定するが、対象期間1において、令和3年4月4日日曜日から令和3年6月26日土曜日までに満12週ある。また、対象期間2についても、令和3年7月4日日曜日から令和3年9月25日土曜日までにも満12週ある。つまり、「少なくとも毎週一回」の頻度の衛生管理者による作業場等の巡視が履行されているならば、それぞれの対象期間に、対象文書は少なくとも12件以上の作業場等の巡視の状況又は結果が分かる資料があつてしかるべきである。しかしながら、2件の行政処分においては対象文書が存在とされている。これは日曜日を暦週の初日と定義した場合であるが、いずれの曜日を週の初日に設定しても2件の行政処分で示された対象文書が存在とする事情では、文書の特定が不十分である。

ところで、令和4年5月17日付総厚セ第80号及び第79号「弁明書」において、奈良県の県庁本庁舎では、

行政文書開示請求のあつた、令和3年4月1日から6月30日までの間、  
産業医による巡視は行っておらず、

行政文書開示請求のあつた、令和3年7月1日から9月30日までの間、  
産業医による巡視は行っておらず、

として、令和3年4月1日から令和3年9月30日まで、事業場で選任された産業医が安衛則第15条第1項の規定に基づく作業場等の巡視を定期的に行っていないかとする到底信じがたい説明がなされている。万が一このような状況にある場合には、安衛法及び安衛則に抵触する状況にある。そもそも、安衛則第15条第1項において、同条同項各号に掲げられた情報の提供を産業医に行う場合に、毎月一回とされる産業医の巡視の頻度を緩やかにしても差し支えないとされている。産業医が作業場等の巡視を毎月定期的に行っていない場合には、安衛則第15条第1項第1号「第十一条第一項の規定により衛生管理者が行う巡視の結果」にかかわる情報を事業場で選任されている産業医に情報提供されているはずである。この点に関し、情報提供すべき内容として、

安衛則第15条第1項第1号の「衛生管理者が行う巡視の結果」には、巡視を行った衛生管理者の氏名、巡視の日時、巡視した場所、安衛則第11条第1項の「設備、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるとき」と判断した場合における有害事項及び講じた措置の内容、その他労働衛生対策の推進にとって参考となる事項が含まれること。

とする解釈例規<sup>1</sup>がある。これらの情報は多岐にわたる項目であるから、すべての事項を諳んじて正確に産業医へ口頭で情報提供することは困難である。よって、衛生管理者が作業場等の巡視を実施した場合には、衛生管理者等の奈良県の職員が産業医への伝達のために作成したメモ等があつてしかるべきである。

<sup>1</sup>平成29年3月31日基発0331第68号「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令等の施行について」

この点に関連して、他県の事例を提示する。山梨県の県庁本庁舎において、令和3年4月1日から6月30日までの間に、事業場で選任された衛生管理者及び産業医が作業場等を巡視した状況又は結果が分かる資料として、「令和3年度衛生管理医等による職場巡視実施状況」と題する資料が作成されている。その中で、巡視を行った役職者名、巡視の日時、巡視した場所安衛則第11条第1項の「設備、作業

方法又は衛生状態に有害のおそれがあるとき」と判断した場合における有害事項及び講じた措置の内容が記載されている。奈良県の県庁本庁舎でも、安衛法及び安衛則の規定に基づく措置義務を確実に履行し、県庁本庁舎の職員の安全配慮義務を確実に果たしていることを示す同様の資料があるはずである。よって、「開示しない理由」における「当該文書を作成又は取得していない」とは到底信じがたい。

以上から、対象文書が存在しないとする2件の行政処分及び「開示しない理由」の提示は安衛法の規定（安衛法第12条第1項・安衛則第11条第1項及び安衛法第13条第1項・安衛則第15条第1項第1号）に抵触している状態であり、合理的でない。よって、2件の行政処分を取り消し、さらに対象文書を特定し、新たに行政文書を開示するとの裁決を求める。

#### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、弁明書において説明している本件決定の理由は、おおむね次のとおりである。

##### 1 処分の理由

###### (1) 文書の特定について

行政文書開示請求のあった、令和3年4月1日から6月30日までの間、衛生管理者による巡視は行っておらず、当該行政文書が存在しないため、不開示とした。

##### 2 結語

以上のことから、実施機関が行った本件決定は妥当なものであり、原処分維持が適当と考える。

#### 第5 審査会の判断理由

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

##### 1 基本的な考え方

条例は、その第1条にあるように、県政に対する県民の理解と信頼を深め、県民の県政への参加を促進し、もって県民の知る権利への理解を深めつつ、県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、公正で開かれた県民本位の県政を一層推進することを目的として制定されたものであり、その解釈・運用に当たっては、県民の行政文書開示請求権を十分尊重する見地から行わなければならない。

したがって、当審査会は県民の行政文書開示請求権を十分尊重するという条例の趣旨に従い、審査に必要な関係資料の提出を求め、当審査会により調査を行い、条例の適用について判断することとした。

##### 2 行政文書の不存在

審査請求人は、衛生管理者による巡視（以下「本件巡視」という。）が行われているはずであり、本件巡視に関する文書（以下「本件対象文書」という。）が作成されている旨主張しているため、以下検討する。

労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第11条第1項によると、「衛生管理者は、少なくとも毎週1回作業場等を巡視し、設備、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するための必要な措置を講じなければならない。」と定められている。

一方、実施機関は、令和3年4月1日から6月30日までの間（以下「本件対象期間」という。）、衛生管理者による巡視は行っておらず、本件対象文書を作成していなかった旨説明している。

そこで、本件巡視の実施状況について、事務局を通じて実施機関に確認したところ、本件対象期間には、本件巡視を行っておらず、それに係る記録も作成していないとのことであった。

また、実施機関によると、職場巡視の実施結果については、県が設置する中央安全衛生委員会で報告しているとのことである。

そこで、当審査会が令和4年5月27日に開催された第69回中央安全衛生委員会の資料を見分したところ、令和3年度は、産業医による定期巡視及び一斉職場巡視を実施しているが、本件巡視が実施された事実は確認できなかった。

これらのことから、本件対象期間の間、本件巡視を実施したという事実は確認できず、本件開示請求時点において、本件対象文書を作成していないという実施機関の説明については、これを覆すに足りる特段の事情は認められない。

以上のことから、本件開示請求に対応する行政文書は存在しないとする実施機関の説明は是認せざるを得ないと判断する。

### 3 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書において、その他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

### 4 結 論

以上の事実及び理由により、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

### 第6 審査会の審査経過

当審査会の審査経過は、別紙のとおりである。

(別 紙)

審 査 会 の 審 査 経 過

年 月 日	審 査 経 過
令和 4年 7月 4日	・ 実施機関から諮問及び弁明書の写しの提出を受けた。
令和 4年11月11日 (第263回審査会)	・ 事案の審議を行った。
令和 5年 1月19日 (第264回審査会)	・ 事案の審議を行った。
令和 5年 4月21日 (第265回審査会)	・ 答申案のとりまとめを行った。
令和 5年 5月22日	・ 実施機関に対して答申を行った。

(参 考)

本 件 答 申 に 関 与 し た 委 員

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職 名 等	備 考
く ぼ ひる こ子 久 保 博 子	奈良女子大学研究院工学系教授 (住生活・住環境学)	会 長 代 理
たか や まさ し 高 谷 政 史	弁護士	
たけ むら と も こ子 竹 村 登 茂 子	大阪芸術大学客員教授 (元読売新聞編集局次長)	
の だ たかし 野 田 崇	関西学院大学法学部法律学科教授 (行政法)	会 長
はやし あき とも 林 晃 大	近畿大学法学部法律学科教授 (行政法)	